

報告第 1 1 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、
次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 1 2 月 1 7 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

- 1 和解の相手方 日出町在住 個人（1 人）
- 2 和解の要旨 町は、相手方に損害賠償金 1 5 2 , 7 5 7 円を支払う。
- 3 事件の概要 令和 3 年 1 1 月 5 日午後 3 時頃、川崎運動公園の駐車場において、草刈清掃作業を行っていた町職員の刈払機が小石を跳ね、近くを走行していた自家用車の後部扉を破損させる損害を与えた。
- 4 専決年月日 令和 3 年 1 2 月 7 日